国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

１．意見募集方法の概要

国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。

（１）意見募集対象

・国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区野付半島・野付湾特別保護地区
・国指定宍道湖鳥獣保護区宍道湖特別保護地区
・国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区

（２）意見提出期間

令和７年９月３日（水）～同年９月 16 日（火）

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）のフォーム、郵送、電子メール

２．意見募集の結果

意見提出数　２　通

３．御意見の概要及び御意見に対する考え方について

御意見の概要及び御意見に対する環境省としての考え方については以下のとおりです。皆さまの御協力に厚く御礼を申し上げます。意見募集対象の案件とは関係ない御意見については省略いたしましたが、今後の施策の推進に当たっての参考にいたします。

（１）御意見１

①御意見の概要

鳥獣保護区の設定の方向性には賛成します。人間の生活と日本列島の生態系自然環境との調和両立をお願いいたします。

②御意見に対する考え方

国指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定等に賛成の御意見と受け止め、引き続き国指定鳥獣保護区の適切な管理を進めます。いただいた御意見については今後の取組の参考といたします。

（２）御意見２

①御意見の概要

令和７年 11 月１日以降も国指定鳥獣保護区特別保護地区として指定する予定であることに対しては、賛成です。なぜなら、その地域の生態系を維持する必要

があると考えたからです。

②御意見に対する考え方

国指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定等に賛成の御意見と受け止め、引き続き国指定鳥獣保護区の適切な管理を進めます。いただいた御意見については今後の取組の参考といたします。